

令和 8 年 度

各 会 計 予 算

札 幌 市

目 次

一 般 会 計	1頁
歳 入	2
歳 出	6
特 別 会 計	39
土 地 区 画 整 理	39
駐 車 場	41
母子父子寡婦福祉資金貸付	45
国 民 健 康 保 険	49
後 期 高 齡 者 医 療	53
介 護 保 険	57
基 金	61
公 債	65
企 業 会 計	67
病 院 事 業	67
中 央 卸 売 市 場 事 業	71
軌 道 整 備 事 業	75
高 速 電 車 事 業	79
水 道 事 業	85
下 水 道 事 業	89

令和 8 年度札幌市一般会計予算

令和 8 年度札幌市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,318,500,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、歳入歳出予算額の 4 分の 1 に相当する額と定める。

令和 8 年（2026 年）2 月 12 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

第1表 歳入歳出予算 歳入

款	項	金額
1 市 税		398,700,000 千円
	1 市 民 税	195,141,000
	2 固 定 資 産 税	141,154,000
	3 軽 自 動 車 税	2,988,000
	4 た ば こ 税	16,072,000
	5 入 湯 税	449,000
	6 事 業 所 税	9,018,000
	7 都 市 計 画 税	30,737,000
	8 宿 泊 税	3,141,000
2 地 方 譲 与 税		5,409,000
	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,489,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,531,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	4,000
	4 石 油 ガ ス 譲 与 税	45,000
	5 森 林 環 境 譲 与 税	340,000
3 利 子 割 交 付 金		971,000
	1 利 子 割 交 付 金	971,000
4 配 当 割 交 付 金		1,222,000
	1 配 当 割 交 付 金	1,222,000

款	項	金 額
5 株式等譲渡所得割金 交 付 金		3,050,000 ^{千円}
	1 株式等譲渡所得割金 交 付 金	3,050,000
6 分離課税所得割交付金		394,000
	1 分離課税所得割金 交 付 金	394,000
7 法人事業税交付金		4,795,000
	1 法人事業税交付金	4,795,000
8 地方消費税交付金		63,032,000
	1 地方消費税交付金	63,032,000
9 ゴルフ場利用税交付金		94,000
	1 ゴルフ場利用税金 交 付 金	94,000
10 軽油引取税交付金		3,818,000
	1 軽油引取税交付金	3,818,000
11 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		52,000
	1 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	52,000
12 地方特例交付金		6,465,000
	1 地方特例交付金	6,454,000
	2 新型コロナウイルス 感染症対策地方税減収 補填特別交付金	11,000
13 地 方 交 付 税		156,900,000
	1 地 方 交 付 税	156,900,000

款	項	金 額
14 交 通 安 全 対 策 金 特 別 交 付 金		千円 497,000
	1 交 通 安 全 対 策 金 特 別 交 付 金	497,000
15 分 担 金 及 び 負 担 金		1,110,375
	1 負 担 金	1,110,375
16 使 用 料 及 び 手 数 料		24,061,254
	1 使 用 料	14,675,901
	2 手 数 料	9,385,353
17 国 庫 支 出 金		320,262,366
	1 国 庫 負 担 金	274,468,865
	2 国 庫 補 助 金	13,237,256
	3 国 庫 委 託 金	654,750
	4 国 庫 交 付 金	31,901,495
18 道 支 出 金		84,864,632
	1 道 負 担 金	68,473,893
	2 道 補 助 金	5,326,980
	3 道 委 託 金	3,567,495
	4 道 交 付 金	7,496,264
19 財 産 収 入		5,469,177
	1 財 産 運 用 収 入	728,466
	2 財 産 売 払 収 入	4,740,711

款	項	金 額
20 寄 附 金		千円 6,771,271
	1 寄 附 金	6,771,271
21 繰 入 金		28,679,300
	1 特 別 会 計 繰 入 金	153,788
	2 基 金 繰 入 金	28,525,512
22 繰 越 金		10
	1 繰 越 金	10
23 諸 収 入		109,036,615
	1 延 滞 金 加 算 金 料 及 び 過 料	139,890
	2 他 会 計 貸 付 金 元 利 収 入	3,482,685
	3 貸 付 金 元 利 収 入	86,826,376
	4 受 託 事 業 収 入	111,318
	5 雑 入	18,476,346
24 市 債		92,846,000
	1 市 債	92,846,000
歳 入 合 計		1,318,500,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,631,811
	1 議 会 費	1,631,811
2 総 務 費		56,000,538
	1 総 務 管 理 費	30,269,676
	2 市 民 生 活 費	20,604,766
	3 税 務 費	4,149,422
	4 選 挙 費	889,270
	5 人 事 委 員 会 費	65,996
	6 監 査 委 員 費	21,408
3 保 健 福 祉 費		528,647,192
	1 社 会 福 祉 費	161,419,762
	2 子 ど も 福 祉 費	157,496,433
	3 老 人 福 祉 費	11,514,675
	4 生 活 保 護 費	133,629,130
	5 健 康 衛 生 費	64,587,192
4 環 境 費		28,366,866
	1 環 境 計 画 費	1,433,259
	2 清 掃 事 業 費	26,933,607
5 経 済 費		113,072,228
	1 商 工 労 働 費	112,632,983
	2 農 政 費	439,245

款	項	金 額
6 土 木 費		138,013,013 ^{千円}
	1 土 木 総 務 費	309,768
	2 道 路 橋 り ょ う 費	71,406,762
	3 河 川 費	2,591,634
	4 都 市 計 画 費	14,516,787
	5 都 市 開 発 費	15,121,569
	6 公 園 緑 化 費	10,767,732
	7 建 築 費	23,298,761
7 消 防 費		7,139,409
	1 消 防 費	7,139,409
8 教 育 費		68,154,942
	1 教 育 委 員 会 費	7,352,685
	2 幼 稚 園 費	68,630
	3 小 学 校 費	8,547,387
	4 中 学 校 費	5,318,008
	5 高 等 学 校 費	783,020
	6 特 別 支 援 学 校 費	366,921
	7 学 校 保 健 給 食 費	16,774,641
	8 生 涯 学 習 費	2,674,973
	9 学 校 整 備 費	26,268,677
9 公 債 費		108,308,000
	1 公 債 費	108,308,000
10 諸 支 出 金		93,737,101
	1 財 産 取 得 費	154,866
	2 他 会 計 繰 出 金	93,582,235

款	項	金 額
11 職 員 費		174,928,900
	1 職 員 費	174,928,900
12 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000
歳 出	合 計	1,318,500,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
札幌市議会本会議における 会議録原稿作成等	令和9年度	千円 7,000
庁舎等清掃・警備等	令和9年度	2,400,000
設備・機器等保守点検等	令和9年度	2,200,000
	令和9年度から 令和13年度まで	2,500
システム・サーバ等保守	令和9年度	7,000,000
	令和9年度から 令和10年度まで	50,000
	令和9年度から 令和13年度まで	2,500,000
配送・運搬等	令和9年度	1,300,000
複写サービス	令和9年度	100,000
ホームページ等運営管理	令和9年度	9,000
市政情報提供システム運用	令和9年度	3,000

事 項	期 間	限 度 額
物 品 等 リ ー ス 等	令 和 9 年 度	200,000
	令 和 9 年 度 か ら 令 和 10 年 度 か ま で	600
	令 和 9 年 度 か ら 令 和 11 年 度 か ま で	130,000
	令 和 9 年 度 か ら 令 和 13 年 度 か ま で	79,000
	令 和 9 年 度 か ら 令 和 14 年 度 か ま で	480,000
	令 和 9 年 度 か ら 令 和 15 年 度 か ま で	107,000
行 政 事 務 セ ン タ ー 運 営	令 和 9 年 度 か ら 令 和 10 年 度 か ま で	200,000
健 康 診 断	令 和 9 年 度	460,000
メ ン タ ル ヘ ル ス	令 和 9 年 度	7,000
デ ー タ 等 処 理	令 和 9 年 度	500,000
	令 和 9 年 度 か ら 令 和 11 年 度 か ま で	400,000
文 書 管 理 シ ス テ ム 基 盤 更 新	令 和 9 年 度	150,000

事 項	期 間	限 度 額
新 採 用 職 員 研 修	令 和 9 年 度	8,000
ふ る さ と 納 税 関 係	令 和 9 年 度	1,100,000
	令 和 9 年 度 か ら 令 和 11 年 度 ま で	9,600,000
広 報 誌 等 制 作 等	令 和 9 年 度	280,000
広 報 番 組 等 制 作 等	令 和 9 年 度	62,000
法 律 相 談	令 和 9 年 度	11,000
コ ー ル セ ン タ ー 運 営 管 理	令 和 9 年 度	6,000
	令 和 9 年 度 か ら 令 和 11 年 度 ま で	16,000
外 国 人 相 談 窓 口 運 営 等	令 和 9 年 度	46,000
日 本 語 習 得 支 援	令 和 9 年 度	21,000
医 療 受 診 サ ポ ー ト	令 和 9 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	10,000
札 幌 国 際 交 流 館 運 営 管 理	令 和 9 年 度	2,316

事 項	期 間	限 度 額
札幌留学生交流センター 運 営 管 理	令 和 9 年 度	1,455
成 果 指 標 ア ン ケ ー ト	令 和 9 年 度	2,000
地域おこし協力隊の活用	令 和 9 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	24,000
公共施設バリアフリー化促進	令 和 9 年 度	370,000
官 民 連 携 窓 口 運 営	令 和 9 年 度	18,000
外 国 人 バ ス 運 転 手 養 成	令 和 9 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	18,000
証 明 郵 送 セ ン タ ー 運 営	令 和 9 年 度	130,000
デ ジ タ ル 人 材 育 成 研 修	令 和 9 年 度	9,000
証 明 書 コ ン ビ ニ 交 付	令 和 9 年 度	130,000
菊 水 分 庁 舎 改 修	令 和 9 年 度	28,000
シ ス テ ム 標 準 化 関 係	令 和 9 年 度	1,280,000
ネ ッ ト ワ ー ク 再 構 築 関 係 等	令 和 9 年 度	1,100,000

事 項	期 間	限 度 額
市 債 格 付 け 取 得	令 和 9 年 度	3,000
財 務 書 類 等 作 成	令 和 9 年 度	3,000
市 税 等 納 付 勸 奨	令 和 9 年 度	4,200
ま ち づ く り セ ン タ ー 地 域 自 主 運 営	令 和 9 年 度	149,000
N P O 法 務 人 等 設 立 助 関 連 業 務 等 補 助	令 和 9 年 度	2,200
廃 棄 物 処 理 等	令 和 9 年 度	538,000
財 務 会 計 シ ス テ ム 基 盤 整 備	令 和 9 年 度	188,000
区 民 セ ン タ ー 等 運 営 管 理	令 和 9 年 度	40,665
ま ち づ く り セ ン タ ー ・ 地 区 会 館 改 築 等 に 係 る 工 事 ・ 設 計 ・ 工 事 監 理 等	令 和 9 年 度	131,000
仮称) 南区複合庁舎整備関連	令 和 9 年 度	56,000
東 区 役 所 ・ 東 区 民 セ ン タ ー 改 修 等	令 和 9 年 度	18,000
ミ ナ ミ ナ ク ・ ア ー ト プ ロ ジ ェ ク ト 運 営	令 和 9 年 度	5,300

事 項	期 間	限 度 額
おおば比呂司記念室運営管理	令 和 9 年 度	8,900
市民ロビーコンサート準備	令 和 9 年 度	2,000
5 0 0 m 美術館運営管理	令 和 9 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	24,000
札幌市民ギャラリー運営管理	令 和 9 年 度	1,373
教育文化会館運営管理	令 和 9 年 度	5,941
市民交流プラザ運営管理	令 和 9 年 度 か ら 令 和 11 年 度 ま で	28,299
旧札幌控訴院庁舎 保存活用計画書作成	令 和 9 年 度	2,700
文化芸術施設に係る 工事・工事監理等	令 和 9 年 度	79,000
時計台保存修理	令 和 9 年 度	16,000
豊平館運営管理	令 和 9 年 度 か ら 令 和 11 年 度 ま で	1,923
旧永山武四郎邸及び 旧三菱鉱業寮運営管理	令 和 9 年 度	607
資料館運営管理	令 和 9 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	2,278

事 項	期 間	限 度 額
消 費 生 活 支 援	令 和 9 年 度	98,000
消費者被害防止ネットワーク	令 和 9 年 度	12,000
特 定 計 量 器 検 査	令 和 9 年 度	30,000
アイヌ文化交流センター キャッシュレス決済管理等	令 和 9 年 度	200
アイヌ文化 P R コーナー 運 営 管 理	令 和 9 年 度	22,000
配偶者暴力相談センター 運 営 管 理	令 和 9 年 度	21,000
ステップハウス運営管理	令 和 9 年 度	2,000
性 暴 力 被 害 相 談	令 和 9 年 度	5,000
性的マイノリティ相談	令 和 9 年 度	3,000
男女共同参画センター等 運 営 管 理	令 和 9 年 度	6,052
学校施設開放事業運営管理	令 和 9 年 度	440,000
区 体 育 館 等 運 営 管 理	令 和 9 年 度	65,004

事 項	期 間	限 度 額
藤野野外スポーツ交流施設 運 営 管 理	令 和 9 年 度 か ら 令 和 11 年 度 ま で	11,064
モエレ沼公園野球場運営管理	令 和 9 年 度	1,317
スポーツ交流施設運営管理	令 和 9 年 度	8,032
ジャンプ競技場等運営管理	令 和 9 年 度	3,834
大倉山ジャンプ競技場等改修	令 和 9 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	6,281,000
藻 岩 山 ス キ ー 場 市 民 ロ ッ ジ 解 体	令 和 9 年 度	94,000
新スケート・カーリング場 整 備	令 和 9 年 度 か ら 令 和 12 年 度 ま で	10,200,000
札 幌 ド ー ム 保 全 推 進	令 和 9 年 度	390,000
	令 和 9 年 度 か ら 令 和 11 年 度 ま で	407,000
スポーツ施設リフレッシュ	令 和 9 年 度	545,000
公衆無線LAN等運用	令 和 9 年 度	30,000
市税コンビニエンスストア 収 納 代 行	令 和 9 年 度	95,000

事 項	期 間	限 度 額
預 金 調 査	令 和 9 年 度	8,100
統 一 地 方 選 関 連	令 和 9 年 度	344,000
地 域 福 祉 推 進	令 和 9 年 度	28,000
情 報 セ ン タ ー 運 営	令 和 9 年 度	20,000
社会福祉総合センター等 運 営 管 理	令 和 9 年 度	1,966
業務用自転車賠償責任保険	令 和 9 年 度	1,000
個 別 避 難 計 画 推 進	令 和 9 年 度	19,000
中 国 残 留 邦 人 等 支 援	令 和 9 年 度	12,000
身体障害者福祉センター 運 営 管 理	令 和 9 年 度 か ら 令 和 11 年 度 ま で	3,525
み か ほ 整 肢 園 運 営 管 理	令 和 9 年 度 か ら 令 和 11 年 度 ま で	11,388
意 思 疎 通 支 援 等	令 和 9 年 度	135,000
障がい者スポーツ大会開催	令 和 9 年 度	6,000

事 項	期 間	限 度 額
地 域 ぬ く も り サ ポ ー ト セ ン タ ー 運 営	令 和 9 年 度	20,000
元 気 シ ョ ッ プ 運 営	令 和 9 年 度	5,000
高 齢 ・ 障 が い 福 祉 シ ス テ ム 改 修	令 和 9 年 度	10,000
障 が い 者 就 業 ・ 生 活 相 談 支 援 等	令 和 9 年 度	130,000
パ ー ソ ナ ル ア シ ス タ ン ス サ ポ ー ト セ ン タ ー 運 営	令 和 9 年 度	20,000
元 気 ジ ョ ブ ア ウ ト ソ ー シ ン グ セ ン タ ー 運 営	令 和 9 年 度	28,000
心 の 健 康 づ く り 電 話 相 談	令 和 9 年 度	14,000
若 者 の 自 殺 危 機 対 応 チ ー ム	令 和 9 年 度	10,000
医 療 的 ケ ア 児 レ ス パ イ ト 事 業 サ ポ ー ト セ ン タ ー 運 営	令 和 9 年 度	6,000
精 神 科 救 急 情 報 セ ン タ ー 運 営	令 和 9 年 度	29,000
ひ き こ も り 対 策 推 進	令 和 9 年 度	30,000
子 ども 発 達 支 援 総 合 セ ン タ ー 運 営 管 理	令 和 9 年 度	68,000

事 項	期 間	限 度 額
	令和9年度から 令和11年度まで	60,000
バス運行等	令和9年度から 令和11年度まで	75,000
給食調理等	令和9年度	6,500,000
障がい者相談支援等	令和9年度	654,000
地域活動支援センター等 運営強化推進	令和9年度	7,000
地域生活支援センター さっぽろ運営管理	令和9年度から 令和11年度まで	2,529
障がい者ICT サポートセンター運営	令和9年度	7,000
障がい者緊急入所 受入先調整窓口運営	令和9年度	9,000
児童福祉関係事務	令和9年度	1,600
ひとり親家庭地域生活支援	令和9年度	12,000
ひとり親家庭等日常生活支援	令和9年度	11,000
妊婦等生活支援	令和9年度	5,000

事 項	期 間	限 度 額
産 後 ケ ア 事 業 委 託	令 和 9 年 度	93,000
妊 婦 の た め の 支 援 給 付 関 係	令 和 9 年 度	110,000
里 親 支 援 事 業	令 和 9 年 度	40,000
ワ ー キ ン グ ・ マ タ ニ テ イ ル ス ク ー	令 和 9 年 度	2,600
公 立 保 育 所 調 理	令 和 9 年 度 か ら 令 和 11 年 度 ま で	134,000
公 立 保 育 所 休 日 保 育	令 和 9 年 度 か ら 令 和 11 年 度 ま で	84,000
医 療 的 ケ ア 児 看 護 師 配 置	令 和 9 年 度	223,000
保 育 セ ン タ ー 運 営 管 理	令 和 9 年 度	10,000
保 育 料 収 納 事 務	令 和 9 年 度	5,500
都 心 部 常 設 キ ッ ズ サ ロ ン 事 業	令 和 9 年 度 か ら 令 和 11 年 度 ま で	28,500
子 育 て 援 助 活 動 支 援	令 和 9 年 度	40,000
病 児 ・ 病 後 児 保 育	令 和 9 年 度	119,000

事 項	期 間	限 度 額
さっぽろ子育てきずなメール 配 信 事 業 運 営	令 和 9 年 度	5,000
子 ども ショ ー ト ス テ イ	令 和 9 年 度	26,000
S N S に よ る 相 談 受 付	令 和 9 年 度	16,000
虐 待 通 告 対 応 員 派 遣	令 和 9 年 度	5,000
児 童 福 祉 司 等 義 務 研 修	令 和 9 年 度	6,000
訪 問 支 援 員 等 派 遣	令 和 9 年 度	5,000
ア ド ボ ケ イ ト 派 遣	令 和 9 年 度	3,300
こ だ も の 劇 場 運 営 管 理	令 和 9 年 度	1,353
若 者 出 会 い 創 出	令 和 9 年 度	22,000
東 山 児 童 会 館 運 営 管 理	令 和 9 年 度	1,182
元 町 北 ポ プ ラ 児 童 会 館 理 運 営 管 理	令 和 9 年 度	1,245
児 童 会 館 等 運 営 管 理	令 和 9 年 度	129,507

事 項	期 間	限 度 額
定山溪児童会館運営管理	令和9年度	441
ミニ児童会館運営管理	令和9年度	2,386,000
放課後子ども教室	令和9年度	12,000
若者支援施設運営管理	令和9年度	5,444
在宅高齢者等支援	令和9年度	4,000
有料老人ホーム届出事務	令和9年度	3,600
保養センター駒岡運営管理	令和9年度から 令和11年度まで	4,521
軽費老人ホーム運営管理	令和9年度	2,824
老人福祉センター運営管理	令和9年度	8,996
生活支援ハウス運営管理	令和9年度	60,000
生活困窮者福祉支援	令和9年度	191,000
医療機関等における 感染症版BCP策定促進	令和9年度	4,500

事 項	期 間	限 度 額
B C G ワ ク チ ン 購 入	令 和 9 年 度	168,000
個 人 用 保 護 具 の 流 通 備 蓄	令 和 9 年 度	300
ワ ク チ ン 接 種 問 合 せ	令 和 9 年 度	4,500
新 生 児 マ ス ク リ ー ニ ン グ 査 検	令 和 9 年 度	50,000
受 診 券 出 力 ・ 封 入 封 緘	令 和 9 年 度	9,000
救 急 安 心 セ ン タ ー 機 緊 急 対 応 待 機	令 和 9 年 度	26,000
夜 間 休 日 急 病 セ ン タ ー 収 納	令 和 9 年 度	3,000
在 宅 医 療 支 援	令 和 9 年 度	43,000
在 宅 医 療 連 携 拠 点 運 営	令 和 9 年 度	45,000
小 児 慢 性 特 定 疾 病 援 小 児 童 等 自 立 支 援	令 和 9 年 度	10,000
傷 害 保 険 契 約	令 和 9 年 度	200
健 康 づ く り セ ン タ ー 運 営 管 理	令 和 9 年 度	5,136

事 項	期 間	限 度 額
民 泊 総 合 窓 口 運 営	令 和 9 年 度	25,000
霊 園 管 理 料 収 納 代 行	令 和 9 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	66,000
動 物 愛 護 管 理 セ ン タ ー 等 運 営 管 理 補 助 等	令 和 9 年 度	23,000
犬 鑑 札 交 付 等	令 和 9 年 度	25,000
後 期 高 齢 者 健 診	令 和 9 年 度	392,000
既 存 市 有 施 設 へ の 太 陽 光 発 電 設 備 導 入	令 和 9 年 度	26,000
ゼロカーボン普及啓発等業務	令 和 9 年 度	30,000
生 物 多 様 性 調 査	令 和 9 年 度	16,000
野 生 動 物 等 対 策	令 和 9 年 度	77,000
大 気 ・ 水 質 環 境 監 視 測 定 等	令 和 9 年 度	81,000
ゼ ロ エ ミ ッ シ ョ ン 自 動 車 補 助 制 度 審 査 等 支 援	令 和 9 年 度	3,000
建 築 物 環 境 配 慮 計 画 評 価 結 果 確 認	令 和 9 年 度	3,000

事 項	期 間	限 度 額
再エネ省エネ機器 導入補助受付	令和9年度	7,500
環境広場さっぽろ開催	令和9年度	30,000
市有施設LED更新	令和9年度から 令和11年度まで	3,400,000
家庭ごみ収集運搬	令和9年度	5,500,000
大型ごみ収集センター 運営管理	令和9年度	35,000
家庭ごみ処理手数料減免関連	令和9年度	3,000
家庭用指定ごみ袋関連事業 (袋製造)	令和9年度	299,000
家庭用指定ごみ袋関連事業 (保管配送)	令和9年度から 令和11年度まで	236,000
蛍光管及び廃乾電池 回収・処理	令和9年度	96,000
清掃事務所更新	令和9年度	293,000
廃スプレー缶等回収	令和9年度	40,000
廃スプレー缶等処理	令和9年度から 令和13年度まで	448,000

事 項	期 間	限 度 額
動 物 死 体 収 集 運 搬	令 和 9 年 度	25,000
埋 立 処 理 場 運 営 管 理	令 和 9 年 度	154,000
	令 和 9 年 度 か ら 令 和 11 年 度 ま で	70,000
清 掃 工 場 等 運 営 管 理	令 和 9 年 度	2,270,000
	令 和 9 年 度 か ら 令 和 11 年 度 ま で	1,220,000
び ん ・ 缶 ・ ペ ッ ト ボ ト ル 等 選 別	令 和 9 年 度	1,016,000
雑 が み 等 リ サ イ ク ル	令 和 9 年 度	287,000
リ サ イ ク ル プ ラ ザ 運 営 管 理	令 和 9 年 度	1,273
リ ュ ー ス 品 等 収 集 運 搬	令 和 9 年 度	39,000
生 ご み 及 び 枝 ・ 葉 ・ 草 資 源 化	令 和 9 年 度	109,000
枝 ・ 葉 ・ 草 資 源 化	令 和 9 年 度 か ら 令 和 11 年 度 ま で	579,000
小 型 家 電 リ サ イ ク ル	令 和 9 年 度	17,000

事 項	期 間	限 度 額
不 法 投 棄 対 策	令 和 9 年 度	37,000
	令 和 9 年 度 か ら 令 和 14 年 度 ま で	8,000
清 掃 車 両 等 購 入	令 和 9 年 度	164,000
	令 和 9 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	23,000
清 掃 車 両 等 整 備	令 和 9 年 度	4,000
仮称) 北部事業予定地 一般廃棄物最終処分場造成	令 和 9 年 度	205,000
清 掃 工 場 整 備	令 和 9 年 度	1,300,000
	令 和 9 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	300,000
	令 和 9 年 度 か ら 令 和 11 年 度 ま で	1,100,000
ごみ焼却灰リサイクル	令 和 9 年 度	1,233,000
駒岡清掃工場整備等事業	令 和 9 年 度 か ら 令 和 12 年 度 ま で	8,960,000
	令 和 9 年 度 か ら 令 和 26 年 度 ま で	184,140千円に廃棄物処理量 の変動、金利変動、物価変動 及び税制度の変更による増減 額並びに消費税額及び地方消 費税額を加算した額

事 項	期 間	限 度 額
発 寒 清 掃 工 場 更 新	令 和 9 年 度	14,000
白 石 破 砕 工 場 更 新	令 和 9 年 度	2,100,000
し 尿 収 集 運 搬	令 和 9 年 度	224,000
ク リ ー ン セ ン タ ー 運 営 管 理	令 和 9 年 度	6,000
篠 路 リ サ イ ク ル 保 管 庫 建 設 工 事 及 び 工 事 監 理	令 和 9 年 度	172,000
オ ン ラ イ ン チ ケ ッ ト 運 用	令 和 9 年 度	3,000
札 幌 企 業 S D G s 推 進	令 和 9 年 度	14,000
中 小 企 業 金 融 対 策 資 金 償 貸 付 損 失 補 償	令 和 8 年 度 か ら 令 和 25 年 度 ま で	300,000
中 小 企 業 支 援 セ ン タ ー 運 営 管 理	令 和 9 年 度	45,000
事 業 承 継 支 援	令 和 9 年 度	8,800
産 業 振 興 セ ン タ ー 運 営 管 理	令 和 9 年 度	2,471
札 幌 産 業 展 示 場 開 設 準 備	令 和 9 年 度	57,000

事 項	期 間	限 度 額
特定創業支援等事業証明書 発行に係る受付・交付	令和9年度	5,000
入居企業等支援	令和9年度	7,000
ヘルスケアビジネス創出	令和9年度	8,000
エレクトロニクスセンター 運営管理	令和9年度	1,248
観光案内所等運営管理	令和9年度	79,000
観光統計調査	令和9年度	10,000
人材育成支援	令和9年度	450
就業サポートセンター等 運営管理	令和9年度	156,000
女性の多様な働き方 支援窓口運営	令和9年度	58,000
ワークトライアル	令和9年度	100,000
UIJターン就職移住支援	令和9年度	68,000
働き方改革・人材確保 支援窓口運営	令和9年度	65,000

事 項	期 間	限 度 額
農業支援センター圃場管理等	令和9年度	27,000
農業体験交流施設運営管理	令和9年度	7,151
道路維持管理及び道路除雪	令和9年度	9,700,000
公共基準点維持管理	令和9年度	10,000
地 図 整 備	令和9年度	55,000
自転車等放置禁止区域等対策	令和9年度	130,000
舗 装 等 整 備	令和9年度	2,000,000
設 備 更 新 工 事 等	令和9年度	210,000
設備改修工事等及び工事監理	令和9年度	565,000
設 備 改 修 工 事	令和9年度	234,000
生 活 道 路 等 整 備	令和9年度	450,000
道 路 新 設 改 良	令和9年度	304,000

事 項	期 間	限 度 額
街 路 新 設 改 良	令 和 9 年 度	324,000
河 川 維 持 管 理	令 和 9 年 度	736,000
河 川 整 備	令 和 9 年 度	1,275,000
もみじ台地域再構築関係	令 和 9 年 度	49,000
北 3 条 広 場 運 営 管 理	令 和 9 年 度	415
札 幌 駅 周 辺 事 業 間 調 整	令 和 9 年 度	11,000
代 替 交 通 等 運 行	令 和 9 年 度	49,000
都 市 公 園 等 運 営 管 理	令 和 9 年 度	63,122
	令 和 9 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	25,634
豊平川さけ科学館運営管理	令 和 9 年 度 か ら 令 和 11 年 度 ま で	2,814
公 園 及 び 街 路 樹 等 総 合 維 持 管 理	令 和 9 年 度	2,878,000
都 市 林 等 総 合 維 持 管 理	令 和 9 年 度	150,000

事 項	期 間	限 度 額
公 園 施 設 造 成 ・ 再 整 備	令 和 9 年 度	700,000
花 と 緑 の ボ ラ ン テ ィ ア 進 活 動 促	令 和 9 年 度	12,000
円 山 動 物 園 管 理 運 営	令 和 9 年 度	172,000
市 営 住 宅 及 び 学 校 等 建 築 等 の 設 計 等 査 及 び 地 盤 調 査	令 和 9 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	700,000
市 営 住 宅 運 営 管 理	令 和 9 年 度	755,000
市 営 住 宅 使 用 料 等 債 権 収 納 業 務	令 和 9 年 度	1,500
住 宅 エ コ リ フ ォ ー ム 審 査	令 和 9 年 度	12,000
サ ー ビ ス 付 き 高 齢 者 向 け 住 宅 指 定 登 録 機 関 運 営	令 和 9 年 度	5,000
市 営 住 宅 維 持 更 新	令 和 9 年 度	9,736,000
	令 和 9 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	7,282,000
保 全 推 進	令 和 9 年 度	5,743,000
応 急 手 当 普 及 啓 発	令 和 9 年 度	37,000

事 項	期 間	限 度 額
防火防災管理体制検証等	令和 9 年 度	45,000
消防ヘリコプター 代替機借受け	令和 9 年 度	193,000
消防ヘリコプター 定期耐空検査整備	令和 9 年 度	351,000
車 内 放 送 広 告	令和 9 年 度	1,000
外国語指導助手関連	令和 9 年 度	5,000
	令和 9 年 度 から 令和 10 年 度 ま で	1,425,000
いじめ対策・自殺予防	令和 9 年 度	12,000
北方自然教育園運営管理	令和 9 年 度	816
学校関係備品等現物支給	令和 9 年 度	92,000
スクールバス運行等	令和 9 年 度	190,000
体育授業他施設利用料等	令和 9 年 度	91,000
学 校 環 境 衛 生 検 査	令和 9 年 度	14,000

事 項	期 間	限 度 額
医 師 面 談	令 和 9 年 度	3,000
学 校 給 食 費 公 会 計 運 営	令 和 9 年 度	12,500,000
	令 和 9 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	2,000
	令 和 9 年 度 か ら 令 和 12 年 度 ま で	57,000
生涯学習センター等運営管理	令 和 9 年 度	8,640
青 少 年 山 の 家 運 営 管 理	令 和 9 年 度	2,766
定山溪自然の村運営管理	令 和 9 年 度	1,923
青少年科学館等運営管理	令 和 9 年 度	8,992
月 寒 公 民 館 運 営 管 理	令 和 9 年 度	1,116
市 民 ホ ー ル 運 営 管 理	令 和 9 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	5,064
中 央 図 書 館 等 雑 誌 購 入	令 和 9 年 度	32,000
図 書 室 ・ 図 書 コ ー ナ ー 等 運 営 管 理	令 和 9 年 度	2,600

事 項	期 間	限 度 額
中央図書館大通カウンター 運 営 管 理	令 和 9 年 度	200
学 校 施 設 整 備 に 係 る 工 事 ・ 設 計 ・ 工 事 監 理 等	令 和 9 年 度	11,679,000
	令 和 9 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	8,283,000
	令 和 9 年 度 か ら 令 和 11 年 度 ま で	8,106,000
学校施設冷房設備整備関係	令 和 9 年 度	554,000千円に金利変動、物価変動及び税制度の変更による増減額並びに消費税額及び地方消費税額を加算した額
地方債証券の共同発行に伴う 連 帯 債 務	令 和 8 年 度 か ら 令 和 18 年 度 ま で	共同発行する地方債証券の総額から札幌市負担分を除いた元金1,159,500,000千円及び利子

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
公共施設バリアフリー化促進費	153,000	証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は普通貸借とする。	9.0%以内	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
札幌市立大学施設整備費補助金	77,000			
情報化推進費	484,000			
防災関連システム更新整備費	115,000			
区役所等施設整備費	60,000			
文化芸術施設整備費	400,000			
共同利用館後継施設整備費	4,000			
エルプラザ保全事業負担金	32,000			
札幌ドーム保全費	875,000			
体育施設整備費	1,025,000			
障がい福祉施設整備費	75,000			
母子生活支援施設整備費	75,000			
保育所等整備費	640,000			
社会的養護体制整備費	15,000			
児童会館整備費	521,000			
老人福祉施設整備費	748,000			
火葬場整備費	151,000			
環境保全対策事業費	430,000			
ごみ埋立地造成整備費	65,000			
清掃工場等整備費	6,600,000			
流通機能強化・販路拡大支援費	14,867,000			

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
地域総合整備資金貸付金	100,000			
観光振興施設整備費	13,000			
道 路 整 備 費	18,896,000			
街 路 事 業 費	4,654,000			
河 川 整 備 費	998,000			
路面電車活用推進費	315,000			
札幌駅周辺交通施設 整 備 費	26,000			
交通施設バリアフリー化等 推 進 費	260,000			
交通施設耐震化等推進費	6,000			
空 港 整 備 負 担 金	129,000			
北海道新幹線建設負担金	5,298,000			
都 市 再 開 発 事 業 費	4,882,000			
公 園 造 成 整 備 費	2,316,000			
緑 地 等 整 備 費	89,000			
市営住宅建設整備費	6,461,000			
保 全 推 進 費	3,749,000			
市有建築物特定天井 対 策 費	11,000			
消 防 施 設 等 整 備 費	2,372,000			
学 校 整 備 費	14,859,000			
合 計	92,846,000			

令和 8 年度札幌市土地区画整理会計予算

令和 8 年度札幌市の土地区画整理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 104,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、歳入歳出予算額の 4 分の 1 に相当する額と定める。

令和 8 年（2026 年）2 月 12 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 土地区画整理事業収入		104,000 千円
	1 財 産 収 入	446
	2 繰 入 金	103,380
	3 清 算 金 収 入	120
	4 諸 収 入	54
歳 入 合 計		104,000

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		104,000 千円
	1 区 画 整 理 費	31,000
	2 清 算 費	10,000
	3 職 員 費	63,000
歳 出 合 計		104,000

令和 8 年度札幌市駐車場会計予算

令和 8 年度札幌市の駐車場会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 123,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、歳入歳出予算額と同額と定める。

令和 8 年（2026年）2 月12日提出

札幌市長 秋 元 克 広

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 駐 車 場 事 業 収 入		123,000 千円
	1 使 用 料	123,000
歳 入 合 計		123,000

歳 出

款	項	金 額
1 駐 車 場 事 業 費		123,000 千円
	1 駐 車 場 管 理 費	123,000
歳 出 合 計		123,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
円 山 公 園 駐 車 場 備 周 辺 道 路 警 備	令 和 9 年 度	千円 15,000
円 山 公 園 駐 車 場 等 理 運 営 管 理	令 和 9 年 度	837

令和 8 年度札幌市母子父子寡婦福祉資金貸付会計予算

令和 8 年度札幌市の母子父子寡婦福祉資金貸付会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 79,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、歳入歳出予算額の 4 分の 1 に相当する額と定める。

令和 8 年（2026年）2 月12日提出

札幌市長 秋 元 克 広

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款							項				金 額		
1	母 福	子 祉	父 資	子 金	寡 収	婦 入					千円		
											79,000		
							1	貸	付	金	収	入	64,704
							2	繰		入		金	14,126
							3	繰		越		金	150
4	諸		収		入	20							
歳 入							合 計				79,000		

歳 出

款							項	金 額
1	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金							千円 79,000
		1	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金					60,146
		2	諸 支 出 金					18,854
歳 出		合 計					79,000	

第2表 債務負擔行為

事 項								期 間				限 度 額	
												千円	
母 資	子 金	父 未	子 収	寡 債	婦 権	福 回	祉 収	令	和	9	年	度	20,000

令和 8 年度札幌市国民健康保険会計予算

令和 8 年度札幌市の国民健康保険会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ178,473,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、歳入歳出予算額の 2 分の 1 に相当する額と定める。

令和 8 年（2026年）2 月12日提出

札幌市長 秋 元 克 広

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険収入		178,473,000 ^{千円}
	1 保 険 料	28,612,972
	2 一 部 負 担 金	10
	3 国 庫 支 出 金	53,357
	4 道 支 出 金	129,689,964
	5 繰 入 金	19,886,288
	6 諸 収 入	230,409
歳 入	合 計	178,473,000

歳 出

款	項	金 額
1 国民健康保険費		178,473,000 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	4,209,450
	2 給 付 費	129,060,589
	3 事 業 費 納 付 金	44,852,557
	4 諸 支 出 金	300,404
	5 予 備 費	50,000
歳 出	合 計	178,473,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
システム・サーバ等保守	令和9年度	13,000
文書巡回集配	令和9年度	2,400
複写サービス	令和9年度	6,000
データ等処理	令和9年度	14,000
預 金 調 査	令和9年度	6,000
物 品 調 達	令和9年度	11,000
口 座 振 替	令和9年度	30,000
オ ン ラ イ シ ャ ン 資 格 確 認 等 シ ス テ ム 運 営 負 担 金	令和9年度	18,000
国 民 健 康 保 険 料 コ ン ビ ニ エ ン ス ト ア 収 納 代 行	令和9年度から 令和10年度まで	53,400
駐 車 場 代	令和9年度	400

事 項	期 間	限 度 額
特 定 健 康 診 査	令 和 9 年 度	千円 480,000
保 険 料 W E B 試 算	令 和 9 年 度 か ら 令 和 11 年 度 ま で	600
保 健 指 導	令 和 9 年 度	21,000

令和 8 年度札幌市後期高齢者医療会計予算

令和 8 年度札幌市の後期高齢者医療会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 41,219,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、歳入歳出予算額の 2 分の 1 に相当する額と定める。

令和 8 年（2026年）2 月12日提出

札幌市長 秋 元 克 広

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険収入		41,219,000 ^{千円}
	1 保 険 料	31,462,016
	2 繰 入 金	9,718,212
	3 諸 収 入	38,772
歳 入	合 計	41,219,000

歳 出

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険費		41,219,000 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	925,132
	2 北海道後期高齢者医療 広域連合負担金	40,263,172
	3 諸 支 出 金	30,696
歳 出	合 計	41,219,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
預 金 調 査	令 和 9 年 度	千円 700
物 品 調 達	令 和 9 年 度	9,100
口 座 振 替	令 和 9 年 度	31,000
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料 コ ン ビ ニ エ ン ス ト ア 収 納 代 行	令 和 9 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	14,000
シ ス テ ム 標 準 化 関 係	令 和 9 年 度	484,000

令和 8 年度札幌市介護保険会計予算

令和 8 年度札幌市の介護保険会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 188,410,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、歳入歳出予算額の 2 分の 1 に相当する額と定める。

令和 8 年（2026年）2 月12日提出

札幌市長 秋 元 克 広

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 介護保険収入		188,410,000 千円
	1 保険料	35,033,726
	2 手数料	8,540
	3 国庫支出金	44,391,463
	4 道支出金	25,427,965
	5 支払基金交付金	48,349,465
	6 繰入金	35,175,217
	7 諸収入	23,624
歳 入	合 計	188,410,000

歳 出

款	項	金 額
1 介護保険費		188,410,000 千円
	1 総務管理費	4,348,018
	2 保険給付費	172,153,939
	3 地域支援事業費	9,373,924
	4 保健福祉事業費	448,119
	5 諸支出金	2,036,000
	6 予備費	50,000
歳 出	合 計	188,410,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介護認定に係る要介護調査	令和9年度	千円 910,000
システム・サーバ等保守	令和9年度	5,000
預 金 調 査	令和9年度	3,000
物 品 調 達	令和9年度	8,100
介護保険料 コンピュータ 収納システム 代行	令和9年度から 令和10年度まで	15,000
高齢者配食サービス	令和9年度	245,000
介護予防センター運営	令和9年度	660,000
地域包括支援センター運営	令和9年度	1,900,000
高齢者等おむつサービス	令和9年度	476,000

令和 8 年度札幌市基金会計予算

令和 8 年度札幌市の基金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,123,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年（2026 年）2 月 12 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 基金収入		千円 4,123,000
	1 基金運用収入	4,122,998
	2 諸収入	2
歳入合計		4,123,000

歳 出

款	項	金 額
1 基 金 費		千円 4,123,000
	1 財 政 調 整 基 金 費	57,499
	2 奨 学 基 金 費	31,075
	3 小 竹 正 剛 奨 学 基 金 費	9,218
	4 特 別 奨 学 基 金 費	10,049
	5 国 民 健 康 保 険 支 払 準 備 基 金 費	25,473
	6 霊 園 基 金 費	19,278
	7 災 害 遺 児 基 金 費	11,254
	8 市 営 住 宅 整 備 基 金 費	445
	9 文 化 芸 術 振 興 基 金 費	11,356
	10 減 債 基 金 費	3,177,518
	11 地 域 福 祉 振 興 基 金 費	9,464
	12 森 林 保 全 基 金 費	11,621
	13 ま ち づ くり 推 進 基 金 費	332,892
	14 環 境 保 全 推 進 基 金 費	1,457
	15 ス ポ ー ツ 振 興 基 金 費	19,253
	16 地 下 高 速 鉄 道 基 金 費	5,204
	17 リ サ イ ク ル 推 進 基 金 費	8,218
	18 介 護 給 付 費 準 備 基 金 費	51,532
	19 市 民 ま ち づ くり 活 動 促 進 基 金 費	2,519
	20 さ っ ぽ ろ 圏 人 材 育 成 ・ 確 保 基 金 費	2,876
	21 動 物 園 応 援 基 金 費	2,415
	22 札 幌 市 職 員 退 職 手 当 平 準 化 基 金 費	16,228
	23 脱 炭 素 化 推 進 基 金 費	4,499
	24 さ っ ぽ ろ 子 ど も 未 来 基 金 費	304
	25 土 地 開 発 基 金 費	301,353
歳 出	合 計	4,123,000

令和 8 年度札幌市公債会計予算

令和 8 年度札幌市の公債会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 420,600,893 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年（2026 年）2 月 12 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		213,156,018 ^{千円}
	1 他 会 計 繰 入 金	156,539,100
	2 基 金 繰 入 金	56,616,918
2 市 債		207,444,875
	1 市 債	207,444,875
歳 入 合 計		420,600,893

歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		150,530,000 ^{千円}
	1 他 会 計 繰 出 金	150,530,000
2 公 債 費		270,070,893
	1 公 債 費	270,070,893
歳 出 合 計		420,600,893

令和8年度札幌市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度札幌市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	672 床
(2) 年 間 入 院 患 者 数	208,500 人
(3) 年 間 外 来 患 者 数	255,000 人
(4) 1 日 平 均 入 院 患 者 数	571 人
(5) 1 日 平 均 外 来 患 者 数	1,058 人
(6) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 ア 医 療 器 械 購 入 等	

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	29,097,000千円
第1項 医 業 収 益	26,644,689千円
第2項 医 業 外 収 益	2,452,311千円

支 出

第1款 病院事業費用	29,877,000千円
第1項 医 業 費 用	29,507,885千円
第2項 医 業 外 費 用	359,115千円
第3項 予 備 費	10,000千円
収入支出差引不足額	780,000千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額599,000千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	1,386,000千円
第1項 企 業 債	786,000千円
第2項 出 資 金	43,167千円
第3項 負 担 金	556,833千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	1,985,000千円
第1項 建 設 改 良 費	878,000千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,106,000千円
第3項 予 備 費	1,000千円
収入支出差引不足額	599,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
年 間 購 読 図 書	令和9年度	30,000千円
検 査 機 器 等 借 受	令和9年度	159,000千円
診 療 関 係 委 託 業 務	令和9年度	262,000千円
情報システム運用・保守等業務	令和9年度	319,000千円
医 療 機 器 保 守 点 検 等 業 務	令和9年度	588,000千円
建 物 設 備 保 守 点 検 等 業 務	令和9年度	1,301,000千円
物 品 等 購 入	令和9年度	10,082,000千円
ク レ ジ ッ ト カ ー ド 使 用 料	令和9年度から 令和11年度まで	24,000千円
寝具等供給・洗濯・縫製等業務	令和9年度から 令和11年度まで	342,000千円
給 食 委 託 業 務	令和9年度から 令和11年度まで	1,998,000千円
建 物 総 合 管 理 委 託 業 務	令和9年度から 令和13年度まで	5,920,000千円

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
医療器械購入費等	786,000千円	証券発行又は普通貸借とする。	9.0%以内	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 (収益的支出)	11,155,177千円
-------------------	--------------

(2) 交際費	86千円
---------	------

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、527,974千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,400,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
取得する資産	器具及び備品	手術用顕微鏡	一式

令和8年(2026年)2月12日提出

札幌市長 秋元克広

令和 8 年度札幌市中央卸売市場事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度札幌市中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 市 場 取 扱 量

ア 水 産 物 63,402 トン

イ 青 果 物 205,908 トン

(2) 主 要 な 建 設 改 良 事 業

ア 場 内 設 備 機 器 類 更 新

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 市 場 事 業 収 益 2,351,000 千円

第 1 項 営 業 収 益 1,712,000 千円

第 2 項 営 業 外 収 益 639,000 千円

支 出

第 1 款 市 場 事 業 費 用 2,395,000 千円

第 1 項 営 業 費 用 2,273,000 千円

第 2 項 営 業 外 費 用 117,000 千円

第 3 項 予 備 費 5,000 千円

収 入 支 出 差 引 不 足 額 44,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 490,000千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	2,001,000千円
第1項 企業債	1,533,000千円
第2項 出資金	468,000千円
支 出	
第1款 資本的支出	2,491,000千円
第1項 建設改良費	1,550,000千円
第2項 企業債償還金	936,000千円
第3項 予備費	5,000千円
収入支出差引不足額	490,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
電気設備改修等更新	令和9年度から 令和10年度まで	1,190,000千円
庁舎等清掃	令和9年度	60,000千円
市場施設管理業務	令和9年度	36,000千円
廃棄物搬出業務	令和9年度	86,000千円
設備機器等保守管理業務	令和9年度	82,000千円
水産棟設備更新	令和9年度	530,000千円
青果棟設備更新	令和9年度	740,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央卸売市場 施設整備事業費	1,533,000千円	証券発行又は普通 貸借とする。	9.0%以内	起債の日から据置期 間を含め40年以内に、 元利均等その他の方 法により償還する。 ただし、財政上の都 合等により定額以上 を償還し、又は本期 間中に未償還額の範 囲内において借り換 えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 (収益的支出)	219,755千円
(2) 交際費	100千円

(他会計からの補助金)

第10条 中央卸売市場事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、342,528千円である。

令和8年(2026年)2月12日提出

札幌市長 秋元克広

令和 8 年度札幌市軌道整備事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度札幌市軌道整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 車両数 | 36両 |
| (2) 主要な建設改良事業 | |
| ア 電車事業所再整備 | |
| イ 低床車両製造 | |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 軌道整備事業収益		1,851,000千円
第 1 項 営業収益		1,021,000千円
第 2 項 営業外収益		830,000千円
支 出		
第 1 款 軌道整備事業費用		1,751,000千円
第 1 項 営業費用		1,694,000千円
第 2 項 営業外費用		52,000千円
第 3 項 予備費		5,000千円
収入支出差引残額		100,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額362,000千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1,865,000千円
第1項 企業債	848,000千円
第2項 負担金	1,017,000千円
支 出	
第1款 資本的支出	2,227,000千円
第1項 建設改良費	1,876,000千円
第2項 企業債償還金	299,000千円
第3項 他会計借入金償還金	42,000千円
第4項 予備費	10,000千円
収入支出差引不足額	362,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、別表のとおりと定める。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
軌道整備事業建設改良費	848,000千円	証券発行又は普通貸借とする。	9.0%以内	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費（収益的支出） 74,000千円

(他会計からの補助金)

第10条 軌道整備事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,665千円である。

令和8年（2026年）2月12日提出

札幌市長 秋 元 克 広

別表

債務負担行為

事項	期間	限度額
路面電車活用推進事業	令和９年度から 令和10年度まで	千円 1,117,000
	令和９年度	759,000
路面電車設備改良事業	令和９年度から 令和10年度まで	454,000
	令和９年度	463,000
電車事業所再整備	令和９年度から 令和10年度まで	202,000
管理運営等業務	令和９年度	741,000

令和8年度札幌市高速電車事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度札幌市高速電車事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 車両数	368両
(2) 年間走行キロメートル	33,745千キロメートル
(3) 年間輸送人員	238,501千人
(4) 1日平均輸送人員	653,000人
(5) 主要な建設改良事業	
ア 南車両基地改築ほか工事	
イ 南北線さっぽろ駅改良事業	
ウ シェルター耐震事業	
エ 本局庁舎等更新工事	
オ エスカレーター更新工事	
カ 車両とホームの段差隙間縮小に向けたホーム改良工事	
キ 旅客用トイレ改良工事	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 高速電車事業収益	54,122,000千円
第1項 営業収益	49,101,000千円
第2項 営業外収益	5,021,000千円

支 出

第1款 高速電車事業費用	46,758,000千円
第1項 営業費用	43,302,000千円
第2項 営業外費用	3,408,000千円
第3項 特別損失	8,000千円
第4項 予備費	40,000千円
収入支出差引残額	7,364,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18,194,000千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	28,363,000千円
第1項 企業債	20,311,000千円
第2項 出資金	3,773,000千円
第3項 国庫補助金	1,928,787千円
第4項 他会計補助金	2,350,213千円

支 出

第1款 資本的支出	46,557,000千円
第1項 建設改良費	28,488,000千円
第2項 企業債償還金	18,049,000千円
第3項 予備費	20,000千円
収入支出差引不足額	18,194,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、別表のとおりと定める。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
高速電車事業建設改良費	19,663,000千円	証券発行又は普通賃借とする。	9.0%以内	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
特例債	648,000千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費（収益的支出） 4,055,000千円

(他会計からの補助金)

第10条 高速電車事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,522,977千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、878,000千円と定める。

令和8年（2026年）2月12日提出

札幌市長 秋 元 克 広

別表

債務負担行為

事項	期間	限度額
車両機器関係改良事業	令和9年度から 令和14年度まで	千円 5,105,000
	令和9年度から 令和12年度まで	498,000
	令和9年度から 令和10年度まで	1,141,000
	令和9年度	2,354,000
駅舎設備関係改良事業	令和9年度から 令和13年度まで	15,886,000
	令和9年度から 令和10年度まで	1,692,000
	令和9年度	5,616,000
駅等管理・運用業務	令和9年度から 令和13年度まで	6,631,000
	令和9年度から 令和11年度まで	392,000
	令和9年度	13,059,000
管理運営等業務	令和9年度から 令和13年度まで	11,000
	令和9年度	451,000
変電所・電気室関係改良事業	令和9年度から 令和12年度まで	4,718,000
	令和9年度から 令和11年度まで	680,000
	令和9年度から 令和10年度まで	1,529,000
	令和9年度	177,000
建物・土木構造物関係改良事業	令和9年度から 令和11年度まで	4,212,000
	令和9年度	3,519,000

事項	期間	限度額
信号通信関係改良事業	令和9年度から 令和11年度まで	千円 2,994,000
	令和9年度から 令和10年度まで	142,000
	令和9年度	141,000
工場機器設備関係改良事業	令和9年度から 令和11年度まで	1,948,000
	令和9年度	223,000
交通局関係施設等改良事業	令和9年度から 令和10年度まで	10,314,000
	令和9年度	17,000
貯蔵品	令和9年度から 令和10年度まで	13,000
	令和9年度	283,000

令和8年度札幌市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度札幌市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 世 帯 数	1,020,207世帯
(2) 年 間 配 水 量	191,201,000立方メートル
(3) 1 日 平 均 配 水 量	523,800立方メートル
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 ア 施 設 整 備 事 業	

導水施設整備	
浄水施設整備	
送水施設整備	
配水施設整備	
配水管布設	56,608メートル

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	48,342,000千円
第1項 営 業 収 益	45,503,000千円
第2項 営 業 外 収 益	2,785,000千円
第3項 特 別 利 益	54,000千円

支 出

第1款 水道事業費用	40,557,000千円
第1項 営業費用	39,474,000千円
第2項 営業外費用	951,000千円
第3項 特別損失	112,000千円
第4項 予備費	20,000千円
収入支出差引残額	7,785,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額20,389,000千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	11,863,000千円
第1項 企業債	10,000,000千円
第2項 補助金	823,270千円
第3項 加入金	688,232千円
第4項 負担金	351,498千円

支 出

第1款 資本的支出	32,252,000千円
第1項 建設改良費	26,497,486千円
第2項 企業債償還金	5,734,514千円
第3項 予備費	20,000千円
収入支出差引不足額	20,389,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配・給水工事材料購入等	令和9年度	3,684,000千円
庁舎等清掃・管理	令和9年度	209,000千円
量水器修繕	令和9年度	255,000千円
水道施設等維持管理	令和9年度	4,575,000千円
浄水場薬品購入	令和9年度	851,000千円
水道施設機器等購入	令和9年度	334,000千円
庁舎等整備工事	令和9年度から 令和10年度まで	2,265,000千円
管理運営等業務	令和9年度から 令和10年度まで	1,676,000千円
配水施設整備工事	令和9年度から 令和10年度まで	2,519,000千円
配水管等布設工事	令和9年度から 令和11年度まで	10,668,000千円
浄水施設整備工事	令和9年度から 令和13年度まで	29,047,000千円
上下水道料金 関連業金務	令和9年度から 令和13年度まで	555,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
水道施設整備事業費等	10,000,000千円	証券発行又は普通貸借とする。	9.0%以内	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 (収益的支出) 3,873,273千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、44,988千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち1,510,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 建設改良積立金 1,510,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、4,000,000千円と定める。

令和8年(2026年)2月12日提出

札幌市長 秋 元 克 広

令和8年度札幌市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度札幌市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間処理水量	330,836,000 立方メートル
(2) 主要な建設改良事業	
ア 管路布設	31,268 メートル
イ ポンプ場建設整備	8 か所
ウ 処理場建設整備	13 か所

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	54,123,000千円
第1項 営業収益	41,906,942千円
第2項 営業外収益	12,214,186千円
第3項 特別利益	1,872千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	51,927,000千円
第1項 営業費用	48,559,101千円
第2項 営業外費用	3,246,206千円
第3項 特別損失	91,693千円
第4項 予備費	30,000千円
収入支出差引残額	2,196,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,545,000千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	33,165,000千円
第1項 企業債	24,206,000千円
第2項 国庫補助金	1,287,400千円
第3項 国庫交付金	3,353,131千円
第4項 一般会計補助金	23,439千円
第5項 負担金	4,295,030千円
支 出	
第1款 資本的支出	50,710,000千円
第1項 建設改良費	34,213,000千円
第2項 償還金	16,407,000千円
第3項 返還金	70,000千円
第4項 予備費	20,000千円
収入支出差引不足額	17,545,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、別表のとおりと定める。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設事業費等	24,206,000千円	証券発行又は普通貸借とする。	9.0%以内	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 (収益的支出) 2,293,037千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業助成、雨水処理費への充当等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、18,958,750千円である。

令和8年(2026年)2月12日提出

札幌市長 秋 元 克 広

別 表

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
管 理 運 営 等	令 和 9 年 度	千円 241,000
下 水 道 科 学 館 運 営 管 理	令 和 9 年 度	52,000
庁 舎 等 保 守 管 理	令 和 9 年 度	30,000
下 水 道 施 設 保 全 等	令 和 9 年 度	6,740,000
汚 泥 等 運 搬	令 和 9 年 度	334,000
汚 泥 等 処 理	令 和 9 年 度	410,000
処 理 施 設 総 括 管 理	令 和 9 年 度	2,415,000
厚別山本地区建設発生土 一 時 堆 積 場 管 理	令 和 9 年 度	60,000
公 共 ま す 設 置	令 和 9 年 度	2,308,000
下水道改築工事図面作成	令 和 9 年 度	34,000
下水道使用料改定関連業務	令 和 9 年 度	10,000
創成川水再生プラザほか 改 築	令 和 9 年 度	866,000
手稲中継ポンプ場ほか 改 築	令 和 9 年 度	236,000
マンホールポンプ設備 改 築	令 和 9 年 度	143,000

事 項	期 間	限 度 額
厚別川雨水ポンプ場ほか 改 築	令和9年度から 令和10年度まで	千円 727,000
管路布設事業その7	令和9年度から 令和10年度まで	2,870,000
豊平川水再生プラザほか 改 築 そ の 3	令和9年度から 令和10年度まで	8,398,000
西部スラッジセンター 焼却施設等運転管理	令和9年度から 令和11年度まで	3,650,000
東部スラッジセンター 運 転 管 理	令和9年度から 令和11年度まで	2,599,000
伏古川水再生プラザほか 改 築 そ の 2	令和9年度から 令和11年度まで	11,072,000
西部スラッジセンター 脱水施設運転管理	令和9年度から 令和12年度まで	2,595,000
手稲沈砂洗浄センター 運 転 管 理	令和9年度から 令和12年度まで	320,000
手稲水再生プラザ 運 転 管 理	令和9年度から 令和12年度まで	1,638,000
東部水再生プラザ 運 転 管 理	令和9年度から 令和12年度まで	1,318,000
茨戸水再生プラザ 運 転 管 理	令和9年度から 令和12年度まで	1,626,000
伏古川水再生プラザ 運 転 管 理	令和9年度から 令和12年度まで	1,190,000
西部スラッジセンターほか 改 築 そ の 2	令和9年度から 令和12年度まで	6,533,000

令和8年度
各 会 計 予 算
令和8年(2026年)2月5日発行

市 政 等 資 料 番 号	01-C01-25-2595
関係部局保存期間	1 年

編集・発行 札幌市財政局財政部

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

TEL (011)211-2212 FAX (011)218-5147

ホームページ <https://www.city.sapporo.jp/zaisei/kohyo/>

